

浄化槽設備士試験

制度所管部局： 廃棄物・リサイクル対策部 浄化槽推進室

1 制度の概要

浄化槽の設置工事を実施に監督する者の要件を定める資格制度である。

2 指定登録基準

【浄化槽法第43条の2】

第43条の2 指定試験機関の指定は、主務省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 主務大臣は、他に前条第4項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第1項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第43条の12の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

ロ 次条第2項の命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

3 委託等に係る事務・事業の検査料等（平成23年3月現在）

(1) 料金

22,500円

(2) 積算根拠

人件費 8,673円

物件費 13,890円

計 22,563円（受験料は端数処理したもの）

※学科試験、実地試験の合計額

4 当該試験・検査を行う公益法人（平成23年3月1日現在）

法人の名称	財団法人日本環境整備教育センター
法人の連絡先	〒130-0024 墨田区菊川-1-3 TEL03-3635-4880
指定・登録の時期	平成23年3月1日
指定・登録の理由	浄化槽法第43条の2の規定に基づく基準に適合しているため。

5 指定登録基準に係る問合せ等の概要

Q1 浄化槽設備士とはどんな資格ですか？

A1 浄化槽の機能が十分に発揮されるためには、浄化槽の工事を適切に行う必要があります。このことから、浄化槽の工事に関して高度の知識・技能を有する、浄化槽設備士の国家資格制度が設けられています。浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置くとともに、浄化槽工事を行う際には、浄化槽設備士が自ら浄化槽工事を行う場合を除き、浄化槽工事を浄化槽設備士に実地に監督させ、またはその資格を有する者自らが監督しなければならないとされています。

Q2 浄化槽設備士になるためにはどうすればよいのですか？

A2 学科試験及び実地試験で行われる浄化槽設備士試験に合格するか、もしくは建設業法第27条に基づく管工事施工管理に係る技術検定に合格した後、浄化槽設備士講習の課程を修了する方法のいずれかによります。受験もしくは受講の手続きについては、指定機関(財団法人浄化槽設備士センター)にお問い合わせ下さい。

Q3 浄化槽設備士試験の科目はどんなものがありますか？

A3 浄化槽設備士試験の科目は、機械工学・衛生工学等、汚水処理法等、施工管理法、法規(以上、学科試験)、施工管理法(実地試験)の5科目になります。